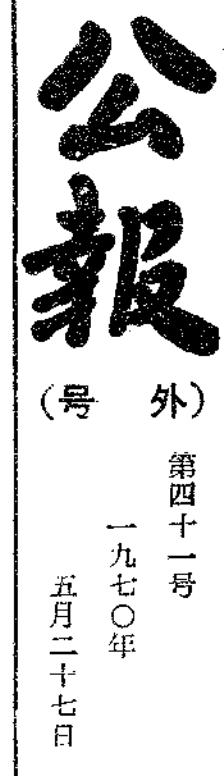


週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行



目次	ページ
規則	農林局事項
○戸籍法施行規則の一部を改正する規則(規則第六十二号)	注射の実施について(農林局告示第十二号)
1	16

規則

規則第六十二号

戸籍法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

一九七〇年五月二十七日

行政主席 屋 良 朝 苗

戸籍法施行規則の一部を改正する規則

戸籍法施行規則(一九五七年規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
第三十条第二号中「資格及び氏名」の下に「(父又は母が届出人又は申請人であるときは、氏名を除く。)」を加える。
附録第六号から附録第九号までを次のように改める。

この規則は、一九七〇年七月一日から施行する。

附則

1970年5月27日（水曜日）

公

報（専外）

第41号（2）

附録第六号 婚姻の届出のひな形

注意（このひな形は、公報に記載すべき相当欄及び特殊の記載欄を示すに止まり、必要な記載事項を全部示すものではない。）

1

本籍	二丁目十番地 東京都 千代田区平河町朱十番地	氏名	甲野義太郎
婚姻の届出により昭和四拾六年五月拾日繕取①			
昭和四拾七年春月六日東京都千代田区平河町二丁目十番地に転籍届出②			
昭和四拾九年六月武拾壹日東京都千代田区で出生同月武拾五日父届出入籍③			
昭和四拾六年春月拾日乙野梅子と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地 甲野幸雄戸籍から入籍④			
昭和七拾五年春月拾七日妻梅子とともに乙川英助を養子とする縁組届出同月武拾日大阪市北区長から送付⑤			
昭和七拾七年春月七日千葉市千葉町五番地丙山竹子同籍偕老を認知届出⑥			
出生	夫	父亡	甲野幸雄長
		母	松子男
昭和四拾九年六月武拾壹日			
昭和武拾年春月八日京都市上京区で出生同月拾日父届出入籍⑦			
昭和四拾六年春月拾日甲野義太郎と婚姻届出京都市上京区小山初音町十八番地 乙野梅子戸籍から入籍⑧			
昭和七拾五年春月拾七日大妻太郎とともに乙川英助を養子とする縁組届出同月 武拾日大阪市北区長から送付⑨			
出生	妻	父乙野忠治	長
		母春子	女
梅子			
出生	朱	昭和武拾年春月八日	
		父甲野義太郎	長
昭和四拾六年春月武拾日東京都千代田区で出生同月拾日父届出入籍⑩			
昭和七拾四年春月拾六日父甲野義太郎の推定相続人廢除の裁判確定同月武拾日 父届出同月武拾参日大阪市北区長から送付⑪			
昭和七拾五年春月六日丙野松子と婚姻届出同月拾日横浜市中区長から送付同区 昭和町十八番地に夫の氏の新戸籍編製につき終了⑫			
出生	朱	母梅子	男
義太郎			
出生	朱	昭和四拾六年拾春月武拾日	

(3) 1970年5月27日(水曜日)

公

報(専外)

第41事

出入籍④	昭和四拾八年式月拾五日東京都千代田区で出生同月拾九日父届 昭和大拾九年式月拾九日甲山治郎と婚姻届出同月式拾卷日大阪 市北区長から送付神戸市神戸区元町通三丁目七番地に夫の氏の新 戸籍編致につき除籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱
二字加入④	昭和五拾壹年七月九日千葉市で出生同月拾参日父届出同月拾五 日同市長から送付入籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	出生 昭和四拾八年式月拾五日 父 甲野義太郎 母 梅子	朱	出生 昭和五拾壹年七月九日 父 甲野義太郎 母 梅子	朱	出生 昭和五拾壹年七月九日 父 甲野義太郎 母 梅子	朱	出生 昭和四拾壹年参月拾七日 父 甲野義太郎 母 梅子	朱	出生 昭和五拾八年参月拾七日 父 甲野義太郎 母 梅子	朱
	昭和七拾年拾月参日乙原信吉と婚姻届出東京都千代田区平河町 一丁目八番地乙原信吉戸籍に入籍につき除籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱
	昭和四拾壹年参月拾七日横浜市中区で出生同月拾八日母届出同 月式拾同区長から送付入籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱
	昭和五拾六年参月式拾日母の氏を称する入籍届出京都市上京区 小山初音町十八番地乙野梅子戸籍から入籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱
	昭和五拾八年四月拾式日乙野忠治同人妻春子の義子となる縁組 届出同月拾六日京都市上京区長から送付同区小山初音町十八番地 乙野忠治戸籍につき除籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱
	昭和五拾八年拾月六日千葉市で出生同月拾七日母届出同月式拾 日同市長から送付入籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱
	昭和六拾六年拾式月拾参日午後八時参拾分東京都千代田区で死 亡同月拾五日同居の親族甲野義太郎届出除籍④	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱	父 甲野義太郎 母 梅子	朱

1970年5月27日(水曜日)

公

撲(母外)

車41撲(4)

昭和六拾六年五月廿日東京都千代田区で出生同月六日父届出入籍⑥ 昭和七拾五年壹月拾七日申野義太郎同人妻梅子の養子となる縁組届出(養 子の代諾者親権者父母)同月式拾日大阪市北区家から送付京都市上京区小山 初音町二十番地乙川孝助戸籍から入籍⑦		父	乙川孝助	母	冬子	夫	二郎
		父	甲野義太郎	母	梅子	妻	子
		父	乙川孝助	母	冬子	夫	二郎
昭和七拾五年七月五日大乙原信吉と協議離婚出同月七日横浜市中区長が ら送付同区本町一丁目八番地乙原信吉戸籍から入籍⑧		父	甲野義太郎	母	梅子	女	
昭和七拾五年八月式月分縁組出東京都中央区日本橋室町一丁目一番地に新 戸籍編製につき除籍⑨		朱		朱		ち	
		生出	昭和六拾六年五月廿日	生出	昭和五拾五年七月九日		
昭和七拾六年六月廿日東京都千代田区で出生同月参日母届出同月拾日同区 長から送付入籍⑩		父	甲野義太郎	母	丙山竹子	男	
昭和七拾七年七月七日甲野義太郎認母届出同月拾日東京都千代田区長から 送付⑪		母	丙山竹子				
昭和七拾七年九月拾五日父の氏を称する入籍親権者母届出千葉市千葉町五 番地丙山竹子戸籍から入籍⑫						信	夫
昭和七拾七年九月式月分縁組により親権者を父甲野義太郎と定める旨父母 届出⑬		父		母			
		生出	昭和七拾六年六月廿日	生出	昭和七拾六年六月廿日		
		母		母			
		生出	年月日	生出	年月日		

59	58	57	56	55	54	53	52	51
た裁婚 場判合 が取消 あ消 つの	右	き入称同合製新婚父 の籍すにさ戸姻又 記するのこれ籍には母 載る子氏れるがよりと がとがと場編りの	右	右 よる 追完届 場合に	右	右 にと 戸籍 子 ナ るを父 と異母同	右 戸母載 場を取 子合母 に同子合 あるが得 の父記す 身が嫁	父母 に出子の 場提書たに在 が証し式所 場提出の婚徒國 合出の婚姻さ 離本の方
夫の戸籍	の父 戸婚又は 籍前母	の父 又は母 新戸籍 前子の	戸の得身嫡 籍従し分出子 の戸取の	籍父母 の戸	戸の得身嫡 籍従し分出子 の子取の	右	籍父母 の戸	身 出子の 事項欄 の身分取の
事夫の身 項欄	右	事子の身 項欄	右	右	右	右	右	昭和四 年八月 日出生と の婚姻同 書膳本提 出同年何 月作成の 婚姻証書 本提出同 年何月 日同國何 月正規 訂正申 請
求 ④	(母) 昭和四 年に從 い入籍 ④	(母) 昭和四 七年式 月式拾 參日父	戸平から 出同月付 に人籍に つき除籍 ④	昭和四 年六月 同月付 入付父 母との 地籍千代 田正田正 同月付	署出同月 付上京区 小山初音町 十入籍 ④	太同区 署出同月 付上京区 小山初音町 十入籍 ④	署出同月 付上京区 小山初音町 十入籍 ④	昭和四 年八月 日出生と の婚姻同 書膳本提 出同年何 月作成の 婚姻証書 本提出同 年何月 日同國何 月正規 訂正申 請
八日と の婚姻取 消年の裁 判確定日 東京地方檢 察廳民事記 載調書	昭和五 八年五月 日妻梅子	昭和四 八年式月 式拾參日父	昭和四 年六月或 者八日父 母追完届 甲野義 太郎正同 区長	昭和四 年六月或 者八日父 母追完届 甲野義 太郎正同 区長	昭和四 年六月或 者八日父 母追完届 甲野義 太郎正同 区長	昭和四 年六月或 者八日父 母追完届 甲野義 太郎正同 区長	昭和四 年八月 日出生と の婚姻同 書膳本提 出同年何 月作成の 婚姻証書 本提出同 年何月 日同國何 月正規 訂正申 請	五職 事から送付 領事 から送付 申請

63	57	66	65	64	63	六 離婚	62	61	60
記者の当協議に子り離婚の未離婚とが同父又する権年に一又	右	申戸又て既に妻の復籍を離婚妻を除く妻が場合が新合れがす	右	右	夫の氏妻を称ししたる夫婦を離婚届けたの新合れがす	夫の夫婦の本籍地	不受理の婚姻届けたの新合れがす	右	右
の父戸又は母	同右	右	同右	同右	前妻の戸籍	夫の夫婦の本籍地	前妻の戸籍	同	同
事項欄事項	義妻の新戸籍	夫婦の戸	右	同	前妻の戸籍	夫の夫婦の本籍地	前妻の戸籍	右	同
者を父義太郎と定める旨届出により昭和四拾七年五月七日編製	同	右	同	同	事項欄	夫の夫婦の本籍地	前妻の戸籍	同	事項欄
右	義付小郎山と昭和四拾七年五月七日編製	野太郎区日太郎四音義離婚届けたの新合れがす	戸区太郎山と昭和四拾六年七月八日夫義	子と昭和四拾八年七月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	右	同
右	義付小郎山と昭和四拾七年五月七日編製	野太郎区日太郎四音義離婚届けたの新合れがす	戸区太郎山と昭和四拾六年七月八日夫義	子と昭和四拾八年七月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	右	同
右	義付小郎山と昭和四拾七年五月七日編製	野太郎区日太郎四音義離婚届けたの新合れがす	戸区太郎山と昭和四拾六年七月八日夫義	子と昭和四拾八年七月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	右	同
右	義付小郎山と昭和四拾七年五月七日編製	野太郎区日太郎四音義離婚届けたの新合れがす	戸区太郎山と昭和四拾六年七月八日夫義	子と昭和四拾八年七月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	田代千代田区日太郎と昭和五拾五年五月八日夫義	右	同

右	右	右	右	右	右	右	右	右	右
合が代わるの協議に定め親協議はたどりの書三法民をよし条項八一九	親権及び後見	親権者と父の子が親成年未離婚の子の未離	親成年未離婚の子の未離						
非本籍地右	本籍地	子の戸籍	の父又は母	前妻の戸籍	同右	同右	同右	子の戸籍右	同
同右	子の戸籍	子の戸籍	子の戸籍	前妻の戸籍	同	同	同	夫の戸籍	事項欄
同	事項欄	子の戸籍	子の戸籍	右	同	事項欄	夫の戸籍	右	同
昭和四拾六年五月六日親権者を父甲野義太郎と定める旨届出により昭和四拾九年四月八日親権者を母梅子と定められる	昭和四拾六年五月六日親権者を父甲野義太郎と定める旨届出により昭和四拾九年四月八日親権者を母梅子と定められる	昭和四拾九年四月八日親権者を母梅子と定められる							

(9) 1970年5月27日(水曜日) 公報(号外)

88 死 亡 届 本 籍 地	87 死亡及び失踪 届見監督人	86 後見開始届 右	85 後見終了届 右	84 届見 禁治產者に ついての後 見開始届	83 見 禁治產者に ついての後 見開始届	82 未成年者に ついての後 見開始届	81 親 権 回復届 (管理 権) 辞任届 右	80 親 権 回復届 (管理 権) 辞任届 右	79 親 権 取消 告 裁判 が あ つた 場合 の 裁 判 が あ つた 場 合 が 変 更 さ れ た 本 籍 地 右	78 親 権 喪失の 場合 の 裁 判 が あ つた 場 合 が 変 更 さ れ た 本 籍 地 右	77 親 権 喪失の 場合 が 変 更 さ れ た 本 籍 地 右
戸 籍 地 の 死 亡 者 の 欄 身 分 事 項	戸 籍 地 の 被 後 見 人	戸 籍 地 の 被 後 見 人									
同時 届 出 拾 除 差 額 同 居 の 親 族 甲 野 義 太 死 亡 八 月 九 日 午 前 五 時 間 昭 和 四 拾 八年 五月 二十七 日 水 曜 日 公 報 号 外 第 四 十 一 号 主 題 事 項											
新 戸 籍 欄 事 項	新 戸 籍 欄 事 項										

一〇 妻の戸籍の変遷									
一一 推定相続人の廃除					一二 入籍				
109 右	103 右	107 右	106 右	108 右	104 右	103 右	102 右	101 右	100 右
父の戸籍を称する入籍届を提出する場合	父の戸籍を称する入籍届を提出する場合	父の戸籍を称する入籍届を提出する場合	父の戸籍を称する入籍届を提出する場合	父の戸籍を称する入籍届を提出する場合	父の戸籍を称する入籍届を提出する場合	父の戸籍を称する入籍届を提出する場合	推定相続人	廃除届	姻族関係終了届
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	者本籍地	者本籍地	生存配偶者戸籍
同子の戸籍の從前	同父の戸籍の從前	同	同	同	同	同	同	同	生存配偶者戸籍
事項欄	事項欄	事項欄	事項欄	事項欄	右	子の身分	右	同	生存配偶者戸籍
太郎を称する入籍届を提出する場合	太郎を称する入籍届を提出する場合	太郎を称する入籍届を提出する場合	太郎を称する入籍届を提出する場合	太郎を称する入籍届を提出する場合	昭和四拾七年式月四日東京都千代田区平河町に新戸籍編製につき除籍申	昭和四拾七年式月四日東京都千代田区平河町に新戸籍編製につき除籍申	昭和四拾六年式月武拾壹日母の戸籍に登録する入籍届を提出する場合	昭和四拾六年式月武拾壹日母の戸籍に登録する入籍届を提出する場合	昭和四拾六年九月拾参日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確定同月拾五日父届出申
六月東京市戸籍に町内一千代田区四番地に新戸籍編製につき除籍申	六月東京市戸籍に町内一千代田区四番地に新戸籍編製につき除籍申	六月東京市戸籍に町内一千代田区四番地に新戸籍編製につき除籍申	六月東京市戸籍に町内一千代田区四番地に新戸籍編製につき除籍申	六月東京市戸籍に町内一千代田区四番地に新戸籍編製につき除籍申	昭和四拾七年式月四日東京都千代田区平河町に新戸籍編製につき除籍申	昭和四拾七年式月四日東京都千代田区平河町に新戸籍編製につき除籍申	昭和四拾六年式月武拾壹日母の戸籍に登録する入籍届を提出する場合	昭和四拾六年式月武拾壹日母の戸籍に登録する入籍届を提出する場合	昭和四拾六年九月拾参日父甲野義太郎の推定相続人廃除の裁判確定同月拾五日父届出申

1970年5月27日（水曜日）

公

報（専外）

第41第(12)

附證第八号 戸籍の消除

第一 金都の消除

印朱
印

本籍

東京都 千代田区平河町二丁目十番地

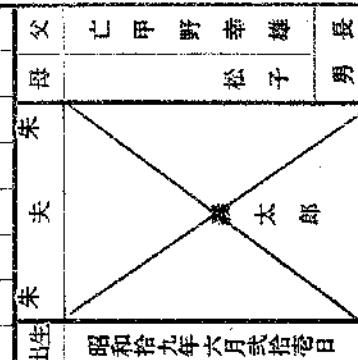
氏名

甲野義太郎

略

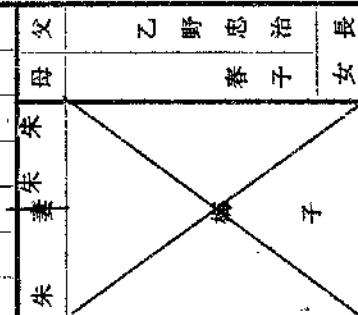
金眞除籍により昭和九拾八年五月拾壹日消除①

略

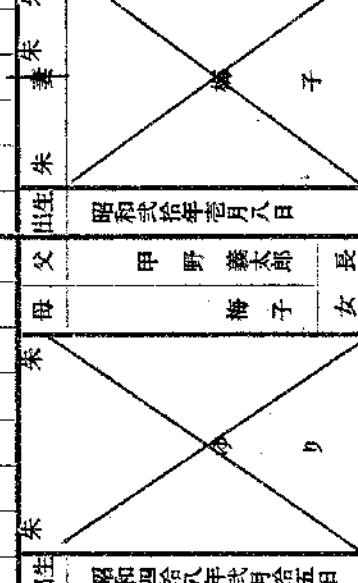


略

昭和九拾八年五月九日午後八時參拾分東京都千代田区で死し同月拾壹日同居の親族甲野義助届出除籍①



略



公報（専外）第41号

第二 一報の消滅

本 籍	東京都 千代田区平河町二丁目十番地	氏 名	甲 野 義太郎
略			
略	昭和五十八年五月参日前五時東京都千代田区で死亡同月五日同居者内原正作 届出陰籍④	父 母	亡 甲 野 幸雄 松子
		朱 夫	長男 太郎
		朱 出生	昭和五十九年六月武拾日
略	昭和五十八年五月参日夫義太郎死亡⑤ 昭和五十九年五月八日婚姻前の氏に復する届出同月拾日京都市上京区長から 送付同区小山初音町十八番地乙野忠治戸籍に入籍につき陰籍⑥	父 母	乙 野 忠治 春子
		朱 妻	長女 子
略	朱 昭和五十五年九月廿七日生中佐野義太郎の被相続同朱廿七日相手書 朱 備届出⑦	父 母	甲 野 義太郎 梅子
	昭和五十六年五月参日父甲野義太郎被相続の宣告取消の裁判確定同月九日同 人第乙原清吉届出⑧		長女 ゆり
		生出	昭和四拾八年武月拾五日

1970年5月27日(水曜日)

公

報(専外)

第41号(14)

附録第9号 戸籍の訂正

第一 金額の訂正

除 算 朱

本籍	東京都千代田区平河町一丁目三番地		氏名	甲原義太郎	
略	養子縁組無効につき戸籍訂正の申請により昭和五拾弐年拾弐月八日消除⑩				
略	昭和五拾弐年拾弐月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 同月八日養父母戸籍訂正申請消除⑩		父	亡甲野幸雄	長男
	夫	朱	母	松子	義子
	妻	朱	養父	甲原忠太郎	
	夫	朱	養母	杉子	
	妻	朱	生出	昭和拾九年六月拾弐日	
略	昭和五拾弐年拾弐月四日養父甲原忠太郎養母杉子との養子縁組無効の裁判確定 同月八日養父母戸籍訂正申請消除⑩		父	乙野忠治	長女
	父	朱	母	春子	義女
	妻	朱	養父	甲原忠太郎	
	夫	朱	養母	杉子	
	妻	朱	生出	昭和拾八年七月八日	
	父		母		
	母		年月日		

公報(専外)第41号

第二章

本 籍	東京都 中央区日本橋室町一丁目一番地	氏 名	若佐 鉄吉
略	昭和五拾五年九月七日氏を「若佐」と変更届出印		朱 我 謝 朱 鉄 吉
朱 生 父 母 夫 妻 子 女	朱 昭和五拾五年九月八日我謝朱鉄吉と婚姻届出印	父 母 夫 妻 子 女	亡 我 謝 幸 雅 松 子 長 男
略	昭和五拾五年九月四日我謝松子との婚姻無効の裁判確定同月拾日乗戸籍訂正申請 婚姻の記載消除印	朱 未 生 父 母 夫 妻 子 女	朱 鉄 吉 朱 鉄 吉
正印	昭和四拾七年五月武治日戸籍訂正許可の裁判確定同月武治六日父訂正申請名訂	朱 未 生 父 母 夫 妻 子 女	昭和拾九年六月武治日 鐵 謝 鐵 吉 梅 子 男
略	朱昭和五拾六年八月八日我謝鐵吉と婚姻届出 東京都千代田区神田二丁目十番 朱堺丙原信吉は 朱堺丙原信吉 同籍から同日入籍印	朱 父 母 夫 妻 子 女	啓 太 郎 朱 敦 木 昭和四拾六年拾月武日 丙 原 信 吉 三 夏 子 女
除印	昭和五拾五年九月四日夫鐵吉との婚姻無効の裁判確定同月拾日戸籍訂正申請消	朱 妻 子	昭和武拾六年四月九日

農林省告白

農林省告示第12号
家畜伝染病予防法第6条によりニューカッスル病の予防注射を次のとおり
実施する。

1970年5月27日

農林局長 猪 授 林 正

- 1 目的 ニューカッスル病発生による緊急予防注射
- 2 地域 全琉球一円
- 3 対象 生後3週令以上の鶏
- 4 期日 自 1970年5月10日
至 1970年6月30日
- 5 注射部位及び方法 ニューカッスル予防液の筋肉内注射

販売所	発行所
	総務局涉外広報部文書課
一大同印刷工業株式会社	総務局財務部用度課